

法制度・許可WGのとりまとめに向けた 基本的な考え方(案)

検討の基本的な視点(案)

- 法制度・許可WGにおいては、10年程度のタイムスパンを念頭に、建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持していくために検討すべき建設業関連制度の基本的枠組みに係る課題のうち、請負契約や受発注者間の規律、許可制度、建設就業者関連制度などについて検討。
- 具体的には、建設業が今後目指すべき姿を主に以下のように考え、その実現に向けたあり方を検討。
 - 人口減少や高齢化に伴い、担い手不足が懸念される一方で、技術の進展や施工方法の多様化が見込まれる中、高い生産性の下で適正な施工が確保されること。
 - 長時間労働の是正や処遇の改善が図られることにより、若年層の入職などが進み、必要な施工能力が確保されること。
 - 発注者と受注者の適切な連携と役割・責任分担により、適正な施工が確保されること。
 - 発注に精通していない、又は発注を行う体制が十分でない発注者であっても、安心して建設工事の発注ができること。

検討の基本的な視点(案)

- 検討に当たっては、主に以下の視点に着目。
 - ・ 担い手不足が懸念される中であっても、建設業法の本質的な目的である「建設工事の適正な施工の確保」や「発注者の保護」といった観点について、高い水準での実現が図られるよう、受発注者の規律の見直しなど必要な方策を検討していくという視点。
 - ・ 従来の「請負契約」に捉われるのではなく、「請負契約」以外の契約(例えば、CM方式や工場製品売買契約など)についても、適正な施工の確保や発注者保護の高い水準での実現を図るために必要な規律を検討していくという視点。
 - ・ 政府の働き方改革実現会議において、働き方改革実行計画が決定され、一定の猶予期間をおいた上で建設業についても時間外労働規制が適用されることを踏まえ、必要な環境整備を速やかに行っていくという視点。
 - ・ 適正な工期や法定福利費の支払いなど競争に付すべきではない要因と、競争に付すべき要因の区分けを踏まえて制度設計を検討していくという視点。
 - ・ 建設工事を土木と建築、公共と民間に分けて整理を行った上で、発注経験の有無に関わらず全ての発注者を一括りに扱う現行の考え方を見直し、民間建築工事における個人発注者等の消費者の保護のあり方を検討していくという視点。
- また、これらの視点に加え、中長期的には、地域における建設業の供給力の変化やICTの進展、働き方改革の一層の推進などに的確に対応できる制度設計となるよう検討。

○ 契約関係とその規律について

(1) 請負契約に対する規律

- 受注者の規律については、適正な施工の確保や建設業の働き方の改善も踏まえ、適正な工期設定で契約を締結する責務等を盛り込む方向で検討。
- また、個人発注者など発注経験の少ない発注者の保護のために必要となる情報提供や受注者からの契約内容の説明のあり方などについても検討。
- 発注者の規律については、受注者が規律を遵守する上で重要な要素となる適正な工期設定や工期変更などを盛り込む方向で検討。あわせて、CM制度など発注者体制を補完し、発注者を支援する方策を検討。
- 許可行政庁と注文者(発注者及び下請契約における注文者)の関係については、注文者の適切な対応を促すことができるよう、例えば現行の注文者に対する勧告制度の運用面又は制度面のあり方の見直しなど、不適切な請負契約の締結等を行った注文者に対して勧告等ができる仕組みとする方向で検討。

○ 契約関係とその規律について

(2) 工事の実施に関連して締結する、請負契約以外の契約に対する規律

- ・ 建設生産システムにおける各プレイヤー間の契約関係については、受発注者間の請負契約のほか、発注者が締結する請負契約以外の契約(例えば、CM方式による委託契約)や受注者が締結する請負契約以外の契約(例えば、工場製品製造業者との売買契約)が存在。これらについて、契約内容の特性を踏まえつつ、適正な施工を確保する上で必要な規律を設ける方向で検討。
- ・ CM方式のうちアットリスク型については、CMRが発注者に対して建設工事を完成させる責務を負っており、建設工事の完成を目的として締結する請負契約に類するものであることから、建設工事を完成させる責務に関しては請負契約と同様の扱いとする方向で検討。ピュア型については、建設工事の完成に責任を負うものではなく、請負契約とは性質が異なるものの、適正な施工を確保する上で重要な役割を果たしていることから、発注者体制補完の観点から、発注者が利用しやすい仕組みやCMRに求められる能力(施工管理の能力など)のあり方などについて検討。
- ・ 受注者が工場製品の売買契約を締結した売主に対しては、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合に、再発防止等のための適切な対応を行うため、例えば製造者に対する報告徴収や立入検査等を盛り込む方向で検討。

○ 許認可制度について

- ・ 許可制度全般については、建設工事従事者の労働福祉や地域の守り手の確保という観点も踏まえ、今後、許可制度の全体像を見直す方向で検討。
- ・ 許可要件のうちの経營業務管理責任者の要件については、当面、経験年数の見直しを行う一方、経営のガバナンスの確保等の観点からその役割や責任を明確化するとともに、より実効性のある要件への見直しも含めて検討。
- ・ 現行の許可制度の対象となっていない軽微工事については、無許可業者にも適用される規定の拡充を検討するほか、届出制度や登録制度の検討など、より実効性を高めていく方向で検討。
- ・ 許可に係る申請書類等については、添付書類も含めた電子申請のあり方や虚偽申請に係る対応のあり方を含め、申請書類等を簡素化する方向で検討。

○ 技能労働者の位置付けについて

- ・ 技能労働者の確保・育成といった観点から技能労働者を制度上で位置付ける方向で検討。
- ・ 具体的には、例えば、技能労働者自身や技能労働者を雇用する建設会社に対する責務、施工体制台帳における登録基幹技能者等の位置付けの明確化、元請負人による下請負人への意見聴取事項として、技能労働者に求められる技能の明確化について検討。

○ 制度改正等の進め方について

- ・ 上記の制度改正等の検討に当たっては、建設業を取り巻く状況の変化、関係者の合意形成、制度改正への対応に要する時間等を考慮し、直ちに対応すべきものと中長期的に対応すべきものを分けるなど、時間軸を意識して進める。